

1.1.3 所用グラウト厚について

アンカー一体グラウトの目的は以下のように示されている。

注入は、アンカー一体の造成をし、引張材頭部に働く緊張力を定着地盤に伝達させるとともに防錆機能の向上と定着地盤の強化を図るために行う。(グラウンドアンカー工法設計施工指針, グラウンドアンカー技術協会, P236)

そのグラウト被り厚は表 1.3.1 のように示されており、旧「グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説書」では **10mm 以上の被りが必要**とされていた。

近年、アンカー一体をシースする方式の普及とともに、その規定が削除されているが、アンカー一体の主な引抜き耐力は、グラウト材とテンドンあるいは周面壁との付着であり、テンドン等が周面壁と直接接している状態は、不適当といえる。

表 1.3.1 アンカー一体のグラウト被り厚

文 献	グラウト被り厚に関して	備 考
グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説: 地盤工学会	テンドンの引張り力が付着以外の方法でアンカー一体に伝達されることが多くなったので, 拘束具, 拘束力の考え方を導入した.	P31
	本基準ではグラウトと地盤が直接に接触することを条件としないで, アンカー一体のグラウトを確実にするための材料が介在することは認めることにした.	P35
	シースの外周と削孔壁との間隔を確保し, アンカー一体注入で形成したグラウトと地山の接触面を通じて, テンドンの引張り力を確実に地山に伝達できるように設置する必要がある.	P40
	アンカー一体は, セントラライザーなど必要な材料を用いてテンドンが孔の中央部になるように組み立てるものとする.	P76
	アンカー一体にシースを使用する場合はテンドンとシース間およびシースと孔壁間の被りが必要である. セントラライザーなどの部品を用いて適切なグラウトの被りが確保できるようにする.	P138 . 旧基準・同解説書では 10mm 以上.
災害手帳: 建設省河川局 防災・海岸課監修	アンカー一体は, 防錆対策等の面から一般にグラウトの被りを十分 (10mm 以上) とする.	P358
新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 参考編	10mm 以上	P214

